解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

宮崎県日南市飫肥八丁目一番八号

飫肥小玉醸造株式会社

代表清算人　金丸　一夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

鹿児島県垂水市南松原町八七番地三

有限会社ミサカガス

清算人　美坂エイ子

解散公告

当社は、令和七年九月三十日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

沖縄県石垣市字宮良浜川原一〇五三番地四

株式会社石垣リゾート

代表清算人　中山　明憲

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年七月二十五日開催の臨時大会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

千葉県茂原市早野三四〇一

ジャパンディスプレイ労働組合茂原支部

清算人　外　慎一

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年八月十九日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

富山県高岡市伏木古府一番地　　柳重寺

清算人　金原　孝宜

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年六月二十六日開催の臨時社員総会の決議並びに浜松市長の認可により、令和七年八月二十九日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

静岡県浜松市中央区高丘東五丁目一二番一号

医療法人社団ひまわり会

清算人　森下　正美

解散公告（第一回）

当法人は、令和六年二月二十二日開催の集会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

神戸市垂水区塩屋町六丁目一番八号

高尾台ハイツ管理組合法人

清算人　玉田　政彦

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年八月三十一日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年九月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

富山県富山市中布目八〇番地

宗教法人福昌寺

清算人　宮村　朋希

解散公告（第二回）

当法人は、令和五年十月七日開催の責任役員会の決議並びに山口県知事の認証により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

山口県熊毛郡上関町大字八島八七一番地

宗教法人浄慶寺

清算人　髙海　一慶

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年九月八日熊本地方裁判所玉名支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

熊本県荒尾市四ツ山町一丁目一〇番一五号

宗教法人大自然教会

清算人　弁護士　山本　好郎

連絡先　熊本市中央区京町二丁目二番四二号三階　山本・中山法律事務所

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年三月十九日開催の社員総会の決議並びに北海道知事の認可により令和七年九月一日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

北海道岩内郡岩内町字高台一九一番地の二

医療法人社団千葉外科医院

清算人　千葉　理

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年七月九日岐阜地方裁判所多治見支部の解散命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年九月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

岐阜県中津川市駒場一六五三番地

宗教法人常楽寺

清算人　弁護士　山本　亮

連絡先　岐阜県中津川市太田町三―四―二七　山本法律事務所

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年六月二十二日開催の社員総会の決議並びに静岡県知事の認可により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

静岡県島田市中溝町一二九四番地の一

医療法人社団暁会

清算人　荒浪　章子

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年八月十四日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年九月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

兵庫県豊岡市立野一二の四六番地

宗教法人黒住教豊岡教会所

清算人　田淵　啓之

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

熊本県山鹿市山鹿三二九番地一

医療法人温故会

清算人　井上　久子

第９期決算公告

2025年10月1日

東京都千代田区麹町六丁目６番２号

株式会社Ｒｅｈａｂ　ｆｏｒ　ＪＡＰＡＮ

代表取締役　大久保　亮

貸借対照表の要旨

（2025年５月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	684,595	流動負債	307,685
固定資産	26,486	固定負債	529,910
		株主資本	△137,576
		資本金	100,000
		資本剰余金	343,069
		資本準備金	100,000
		その他資本剰余金	243,069
		利益剰余金	△580,645
		その他利益剰余金	△580,645
		（うち当期純損失）	(580,645)
		新株予約権	11,061
資産合計	711,081	負債・純資産合計	711,081